

# 自転車の通行ルール



自転車は、運転免許がなくても誰もが利用できる生活に欠かせない便利な乗り物です。自転車の通行ルールを理解しないまま自転車に乗っている方もいるのではないのでしょうか。

歩道での自転車事故が発生し、過去には、死亡事故など重大な事故につながるケースも発生しています。自転車を運転するということは、自動車と同じように事故の加害者になる可能性が誰にでもあるということです。

安心して自転車に乗るために、自転車の通行ルールについて見直しておくことが大切です。

## 1 自転車は基本的に車道を通行するのがルール

自転車は、道路交通法により「車両」の一種である「軽車両」に位置付けられています。道路交通法第17条では、「車両は（中略）車道を通行しなければならない。」と定められており、自転車は自動車と同じように車道を通行するのが正しいルールということになります。

しかし、車道によっては、車道の左側（左端）に自転車の左側通行を促す自転車通行用の自転車レーンが設けられている場合があります、その場合は自転車レーンを走行してください。

【自転車が通行する場所（原則）】



歩道と車道の区別がある道路は  
原則として車道を通行  
（自動車と同じく左側通行）



車道に自転車レーンがある場  
合は自転車レーンを通行

※ 「自転車道」がある場合は自転車道を通行

※ 歩道は一定の条件を満たせば通行可能

## 2 車道通行のルール

自転車は原則として車道を通行するのが正しいルールです。以下のルールを守って安全に通行することを心がけましょう。

【自転車の車道通行のルール】

- ・ 車道を走るときは自動車と同じく左側通行する。
- ・ 車道を走るときは、左側の端に寄って通行する。

- ・ 車道を逆走（右側通行）しない。  
（他の通行車両との正面衝突の回避）
- ・ 交差点を右折するときは、右折レーンに入らず、交差点を渡った後に右に進路を変える「二段階右折」をする。

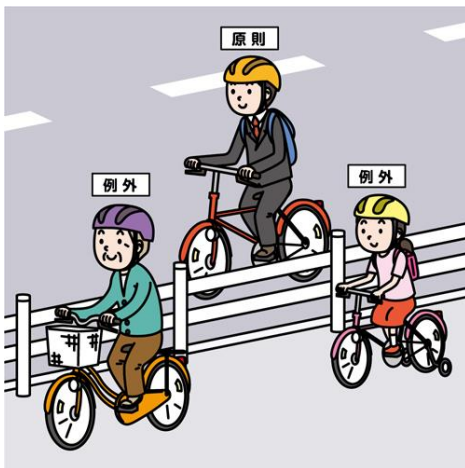
### 3 自転車歩道通行ができる場合

自転車は、原則として車道を通行することになっていますが、道路交通法第63条の4により歩道を通行してもよい場合が示されています。この場合、道路の左右両側に歩道があるときは、左右どちら側の歩道でも自転車で通行することができます。

#### 【自転車が歩道を通行できる場合】



- ・ 歩道に自転車の「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合



- ・ 自転車の運転者が13歳未満の児童、幼児又は70歳以上の高齢者の場合
  - ・ 自転車の運転者が安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害を有する場合
    - ※ 「安全に車道を通行することに支障を生ずる身体の障害」：身体障害者福祉法第4条に規定されている身体障害者及び同法別表に掲げられている障害
  - ・ 安全のためにやむを得ない場合
    - ※ 「安全のためにやむを得ない場合」：普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき
      - ・ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
      - ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など
- （交通の方法に関する教則第3章第2節1（4））

### 4 歩道通行のルール

自転車の歩道通行は、一定の条件を満たせば通行することが可能ですが、歩道は歩行者のための道路のため、原則は歩行者が優先です。自転車で歩道を通行する場合は、以下のルールを守って安全に通行することを心がけましょう。

### 【自転車の歩道通行のルール】

- ・ 自転車が通行すべき部分が道路標示で示されているときは、その部分を通行する。
- ・ 道路標示がないときは、歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。
- ・ 歩道では、すぐに止まれるような速度（徐行）で通行し、歩行者が立ち止まったり避けなければならなくなるようなときは一時停止する。
- ・ 歩道内で自転車同士がすれ違うときは、左側通行で相手（対向）車両とすれ違うようにする。

### 5 路側帯通行のルール

路側帯とは、歩道が設けられていない道路の左側に白線で区切られた部分です。主に歩道設けることができない、比較的狭い道路に設けられています。路側帯は、基本的に歩行者が通行するためのものですが、自転車も「著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合」や「歩行者用路側帯（白色の2本線で示された路側帯）」を除いて通行可能です。自転車が路側帯を通行する場合は、以下のルールを守って安全に通行することを心がけましょう。

### 【自転車の路側帯通行のルール】



- ・ 歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行する。
- ・ 車道の左側にある路側帯を通行する。（左側通行）
- ・ 車道の右側にある路側帯は通行できない。

### 6 四日市市における自転車レーンがある場合の通行ルール

本市の道路には、青色の自転車レーン（矢羽根マーク及び帯状の表示）が設けられている場合があります。これらの自転車レーンは、車道において自転車が通行する位置を示した路面表示で、自動車から自転車を保護するとともに、歩行者と自転車の通行位置を分離することで、歩行者の安全を確保する目的で設置しているものです。自転車レーンが設けられた道路では、以下のルールを守って安全に通行することを心がけましょう。



自転車レーン（矢羽根マーク）



自転車レーン（帯状）



### 【自転車レーン通行のルール】

- ・ 自転車で通行する際は、原則として矢羽根マーク及び帯状の表示に沿って、車道の左側を走行する（一部対面通行あり）。
- ・ 自転車レーンがある場所でも、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者など自転車で歩道を通行することができる一定の条件を満たす場合や、歩道に自転車の「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合は、歩道を通行してもよい。  
（ただし、歩道に歩行者がいる場合は、歩行者の安全に十分注意して通行（徐行）し、必要により自転車を降車して通行することにも配慮する。）

### 7 交通事故が発生した場合の措置

自転車を運転中に交通事故が発生した場合は、次の措置を講じなければなりません。

#### 【交通事故発生時の措置】

- ・ 負傷者の救護と危険防止の措置
- ・ 警察への交通事故の届出

